

今治市が行う後援に関する事務取扱要綱

平成30年3月26日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市（以下「市」という。）以外の団体等が実施する事業に対する市が行う後援（事業の趣旨に賛同し、名を連ねることにより事業を支援することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(承認基準)

第2条 後援する事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広く市民を対象とした事業であって、市内又は本市の周辺地で開催されるもの
- (2) 観光、交流、移住等の促進又は産業振興等に関する事業であって、市の魅力を発信するもの
- (3) 市政の推進に寄与すると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後援をすることが適当であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、後援を承認しない。

- (1) 政治団体、宗教団体その他これらに類似する団体の事業
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの。ただし、文化の向上、産業の振興、レクリエーションの普及等に寄与すると認める場合を除く。
- (4) 団体等への加入又は商品若しくはサービスの紹介を目的とするもの。ただし、今治の地場産品を紹介することを主な目的とするものを除く。
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、社会一般の認知が不鮮明であるもの
- (6) 市の行政運営の方針に反するもの
- (7) 他人の権利又は利益を不当に害するおそれのあるもの
- (8) 公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるもの
- (9) その他後援を認めることが市政に対する市民の疑念に繋がるおそれのあるもの

(申請)

第3条 後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援承認申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その添付を省略することができる。

(1) 事業等のパンフレット案等

(2) 入場料、参加料等の料金を徴収する場合は、収支計算書（収入が支出を上回る場合は、その収益をもって充てる事業が分かるものを加えること。）

(承認等)

第4条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、審査のうえ後援の可否を決定するものとする。

2 市長は、後援を承認したときは、後援承認申請書に後援を承認する旨を記載し交付するものとし、承認をしないときは、後援不承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第5条 市長は、後援を承認した事業等が第2条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）に対し、定款又は規約等、決算書、事業概要等の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により定款又は規約等、決算書、事業概要等の提出を求めたにもかかわらず、承認事業者がこれに従わない場合は、以後の後援申請に対し承認をしないものとする。

(承認の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援承認取消通知書（別記様式第3号）により承認事業者に通知し、その承認を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する承認基準に適合しないことが判明したとき。

(2) 前条第1項の規定により定款又は規約等、決算書、事業概要等の提出の求めをしたにもかかわらず、承認事業者がこれに従わないとき。

(事務処理)

第7条 後援に関する事務は、申請のあった事業に最も関係が深い課において処理する。

2 後援承認申請書を受けたときは、担当局長の決裁を受けなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に使用していた後援承認申請書については、当分の間、これを使用す

ることができる。

附 則（令和4年3月31日組織改編に伴う関係要綱の整備に関する要綱）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

後援不承認通知書

（記号）第 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

今治市長 印

年 月 日付けで申請のあった後援承認申請については、次のとおり承認しないことに決定しましたので、通知します。

事業等の名称	
承認しない理由	

後援承認取消通知書

（記号）第 号
年 月 日

団 体 名

代表者氏名 様

今治市長 印

年 月 日付けで承認した事業等の後援については、今治市が行う後援に関する事務取扱要綱第6条の規定により、次のとおり承認を取り消すこととしましたので、通知します。

事業等の名称	
承認を取り消す理由	